

令和8年7月28日、日置市農業委員会会長梅本昭広は、令和8年度7月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 21 号 農地法第3条許可申請書審議について	(7件)
議案第 22 号 農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第 23 号 農地法第5条許可申請書審議について	(7件)
議案第 24 号 非農地証明願出書審議について	(1件)
議案第 25 号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(10件)
議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(17件)

〈 出席委員 〉 (16人)

1 番 梅本 昭広 (会長・議長)	2 番 上原 孝一	3 番 池田 初男
4 番 西園 賢一郎	5 番 荒木 信之	
7 番 池田 直人	8 番 黒葛 クルミ	9 番 地頭所 忠一
10 番 山口 義廣		12 番 赤井田幸男
13 番 宮脇 誠	14 番 佐藤 洋三	
16 番 梶 智治	17 番 久保 聖子	18 番 満尾 修一
19 番 楠 眞憲		

〈 欠席委員 〉 (3人)

6 番 永野 彰一	11 番 松崎 秀樹	15 番 鉾之原 正美
-----------	------------	-------------

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20 番 下池 健悟	21 番 川畑 直樹	22 番 日高 公成	23 番 中園 透
24 番 南田 達宏	25 番 土屋 太津朗	26 番 上之原 誠	
28 番 濱崎 浩一	29 番 櫛元 和則	30 番 田中 博視	31 番 有馬 孝一
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和	34 番 加治屋 高遠	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

27 番 宮下 昌己

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	神領 幸一郎	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和8年度7月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、(永野彰一委員、松崎秀樹委員、鉾之原正美委員) から欠席届が提出されています。
また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。
なお、(宮下昌己委員) から欠席届が提出されています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
- 会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、4番「西園賢一郎」委員と5番「荒木信之」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、議案第21号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
- 事務局 まず、2頁の番号4についてですが、現地が荒廃農地となっております、その解消計画書を追加書類として提出するように依頼しておりましたが、譲受人が詳細を検討中のため、来月の総会に変更することになりましたので、今月分からは削除させていただきます。
- 会長 まずは議事参与制限の案を先に審議します。
満尾修一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 18番 [退 席]
事務局の説明を求めます。
- 事務局 満尾修一委員が関係する案件です。3頁の番号8です。
権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は42,249㎡、作物は水稻です。
以上、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 2番 議案第21号の番号8について報告いたします。
令和8年7月21日、私と副の宮脇委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。議案第21号の8番の案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。
- 会長 他に質疑等ございませんので、議案第21号の8番の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第21号の8番の案件について、許可することに決定しました。
満尾委員に着席の連絡をしてください。
- 18番 [着 席]
- 会長 次に議事参与制限以外の案件を審議します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 次に議事参与制限以外の案件について説明いたします。
2頁から3頁の6件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は925㎡、作物は野菜です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は226㎡、作物は野菜です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,489㎡、作物は果樹（主にみかん）です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,254㎡、作物は水稻です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,538㎡、作物は甘藷他です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は414㎡、作物は野菜です。

以上、計6件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長
3番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第21号の番号1について報告いたします。

令和8年7月22日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第21号の番号2について報告いたします。

令和8年7月23日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第21号の番号3について報告いたします。

令和8年7月23日、私と副の川畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

事務局

議案第21号の番号5について報告いたします。

令和8年7月24日、私と副の鉾之原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7 番

議案第21号の番号6について報告いたします。

令和8年7月23日、私と副の柊委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18 番

議案第21号の番号7について報告いたします。

令和8年7月23日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。 議案第21号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

会長

他に質疑等ございませんので、議案第21号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第21号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第3、議案第22号の「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、資料の13頁をご覧ください。2件です。

番号1の転用目的は、山林です。

番号2の転用目的は、休憩所等です。

以上、2件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

3 番

議案第22号の番号1について報告いたします。

令和8年7月22日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中（保全管理）の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番

議案第22号の番号2について報告いたします。

令和8年7月21日、私と副の上原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第22号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

4番

最初の1番の転用目的が山林のところですが、現況では草刈り等で耕作できる農地だけど、山林にするという目的は何ですか。

3番

申請人は年を取って10年後は誰もいなくなるということで先を持って年はもう80くらいで畑をこのままにしていたら猪の巣になるし、木を植えたほうがいいのではないかとということで申請するということです。

4番

この時点で山林にできるのですか。

事務局

木が大きくなって法務局が認めないといけないので、結局7年とか10年とか地目を変えるのは後になるのではないのでしょうか。

18番

申請地の北側は持ち主さんの住宅ですか。木を植えたことで日当たりが悪くなるとか批判が来るのではと思って。

3番

本人の住宅です。

会長

他にありませんか。ございませんので、議案第22号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第22号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第4、議案第23号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、資料の17頁をご覧ください。7件です。

番号1の転用目的は、駐車場、権利種別は2年7ヶ月の賃借権移転です。

番号2の転用目的は、駐車場・休憩所、権利種別は2年7ヶ月の賃借権移転です。

番号3の転用目的は、進入路、権利種別は所有権移転です。なお、すでに転用済のため、始末書を添付しての申請です。

番号4の転用目的は、現場事務所、権利種別は5ヶ月の使用貸借権設定です。なお、すでに着工済のため始末書を添付しての申請です。

番号5の転用目的は一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は太陽光発電所、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は資材置場、権利種別は所有権移転です。なお、以前転用していたため顛末書を添付しての申請です。

以上、7件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長
3番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第23号の番号1について報告いたします。

令和8年7月22日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番

議案第17号の番号2について、報告いたします。

令和8年7月22日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第23号の番号3について、報告いたします。

令和8年7月23日、私と副の川畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、住宅・事業の用に供する施設、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模が約0.1haであるので、第2種農地「市街化近接農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第23号の番号4について、報告いたします。

令和8年7月24日、私と副の梅本会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番

議案第23号の番号5について、報告いたします。

令和8年7月23日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、市役所支所から約300m以内に位置する農地であるので、第3種農地「300m以内農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番

議案第23号の番号6について、報告いたします。

令和8年7月24日、私と副の西園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約6.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番

議案第23号の番号7について、報告いたします。

令和8年7月23日、私と副の上原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当・草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第23号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第23号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
 会長 賛成多数です。議案第23号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第24号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の27頁をご覧ください。まず最初に調査員の名前に間違いがありました。申し訳ございません。
 1件です。
 非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
 番号1、20年以上経過した宅地です。
 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
 5番 議案第24号の番号1について報告いたします。
 令和8年7月22日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
 当該農地の現況は非農地です。
 認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
 総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第24号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第24号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
 会長 賛成多数です。議案第24号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第25号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の29頁からになります。議案第25号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
 申請分となります。

番号1	伊集院町清藤	登記地目は畑、登記面積は	475 m ² です。
番号2	伊集院町清藤	登記地目は畑 登記面積は	434 m ² です。
番号3	吹上町湯之浦	登記地目は田 登記面積は	530 m ² です。
番号4	吹上町湯之浦	登記地目は田 登記面積は	332 m ² です。
番号5	吹上町湯之浦	登記地目は田 登記面積は	520 m ² です。
番号6	日吉町吉利	登記地目は畑 登記面積は	826 m ² です。
番号7	伊集院町下谷口	登記地目は畑 登記面積は	904 m ² です。
番号8	伊集院町下谷口	登記地目は畑 登記面積は	1,286 m ² です。
番号9	伊集院町下谷口	登記地目は畑 登記面積は	648 m ² です。
番号10	吹上町与倉	登記地目は畑 登記面積は	1,484 m ² です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、「1番から5番は原野」「6番から10番は山林」と判断しました。
 以上、田3筆、1,382 m²、畑7筆、面積6,057 m²です。
 農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願

します。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第25号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第19号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第26号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 下池健悟委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

20番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 38頁の番号1です。貸借です。

面積について、畑が366㎡、計366㎡、利用権設定数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第26号の番号1の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の番号1の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

下池委員に着席の連絡をしてください。

20番 [着 席]

会長 次に、議案第26号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の38項から40頁です。貸借です。

面積について、田が1,767㎡、畑が11,798㎡、計13,565㎡、利用権設定数は16筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第26号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和8年度7月総会を閉会します。

(閉会 9時58分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 梅本 昭 広
4番 西園 賢一郎
5番 荒木 信之